

上下水道料金の特別料金について

1 水道料金・下水道使用料

(1) 水道料金

(消費税を除く)

基本料金（1月につき）		従量料金（1m ³ につき）				
メーターの口径	料金	区分	用途			
			一般	豊岡中核工業団地	公衆浴場	城崎町湯島財産区営浴場
13mm	640円	10m ³ までの分	60円	70円	65円	120円
20mm	1,280円	10m ³ を超え20m ³ までの分	120円			
25mm	2,600円	20m ³ を超え30m ³ までの分	125円			
40mm	9,100円	30m ³ を超え50m ³ までの分	140円			
50mm	14,200円	50m ³ を超え100m ³ までの分	195円			
75mm	37,000円	100m ³ を超える分	200円			
100mm	70,000円					
125mm以上	管理者が別に定める額					

(2) 下水道使用料

(消費税を除く)

基本使用料（1月につき）			従量使用料（1m ³ につき）			
区分			排除汚水量	区分		
一般	公衆浴場	城崎町湯島財産区営浴場		一般	公衆浴場	城崎町湯島財産区営浴場
600円	600円	—	10m ³ までの分	80円	40円	167円
			10m ³ を超え30m ³ までの分	170円		
			30m ³ を超え50m ³ までの分	195円		
			50m ³ を超え100m ³ までの分	220円		
			100m ³ を超え500m ³ までの分	245円		
			500m ³ を超える分	260円		

2 特別料金・特別使用料

(1) 豊岡中核工業団地（対象9社11水栓）

豊岡中核工業団地は、もともと上水道より低廉な工業用水道を県が設置する条件で、豊岡市が企業誘致を行ってきたが、工業用水道の大幅な需要が見込めないことから県での設置が見送られ、市が上水道で給水することとなった。

このことから、立地企業に対し誘致時の条件を履行するため、水道料金に特別料金を設定し、低廉な料金で給水している。

《合併前の経緯》

- ① 兵庫県が工業用水道を供用開始するまでは、豊岡市上水道で1m³あたり45円、日量2,000m³を暫定給水する約束で工場立地を推進。（S58.3.31 覚書）
- ② 兵庫県から工業用水道の中止の申入れ。（H2.10.24）
- ③ 豊岡市が進出企業に対し給水料金の改定を申入れ、事業用水料金を浴場営業用料金に合わせることで合意。（H7.3.27 覚書）
（45円 → H7：50円 → H8：55円 → H9：60円 → H10：65円 → H11：70円）

【料金改定の経緯】

年度	合併前	H17～	H23～	H28～
水道料金	70 円/㎡ (基本料金なし)	70 円/㎡ (基本料金なし)	70 円/㎡ (基本料金あり)	～

* 豊岡中核工業団地は、下水道の処理区域ではない。

(2) 公衆浴場（対象 1 軒 2 水栓）

公衆浴場は、入浴料金が、国民生活の安定を図るため昭和 21 年に制定された物価統制令で統制額（最高限度額）が比較的安く抑えられている。

一方、公衆浴場は、風呂・シャワーのない家庭にとって、日常生活における保健衛生上、必要不可欠なものである。

このため、公衆浴場の経営が継続的に維持できるよう特別料金を設定し、低廉な料金で給排水している。

【料金改定の経緯】

年度	合併前	H17～	H23～	H28～
水道料金	65 円/㎡ (基本料金あり)	65 円/㎡ (基本料金あり)	65 円/㎡ (基本料金あり)	～
下水道使用料	35 円/㎡ (基本水量付使用料あり)	35 円/㎡ (基本水量付使用料あり)	～	40 円/㎡ (基本使用料あり)

(3) 城崎町湯島財産区営浴場（対象 7 外湯 8 水栓）

城崎町では、過去に水道資産が湯島財産区から町へ無償譲渡された。また、外湯が地域住民の日常生活において、保健衛生上必要な公衆浴場としての役割を果たしてきている。

これらのことから、外湯に係る上下水道料金に特別料金を設定し、低廉な料金で給排水している。

《合併前の経緯》

- ① 城崎町の水道事業は、創設時湯島財産区の予算をもって行っており、現在の荒船浄水場は財産区有施設であった。（土地は区有地で無償使用している。）

〈H30 荒船浄水場使用実績〉

使用期間 8 月 8 日～8 月 15 日（8 日間）

配水量 日平均 約 200 ㎡（城崎全体 約 3,300 ㎡）

- ② 城崎の外湯（区営浴場）は公衆浴場の役割も果たしており、一般家庭には風呂がなかった。（注：現在の一般家庭の風呂設置状況は不明。）
- ③ 水道の特別料金の金額設定については、原価の約 7 割としており、料金改定を行う場合は、必ず財産区との合意のうえで行っていた。

【料金改定の経緯】

年度	合併前	H17～	H23～	H28～
水道料金	120 円/㎡（税込） (基本料金なし)	120 円/㎡（税込） (基本料金なし)	120 円/㎡（税抜） (基本料金あり)	～
下水道使用料	150 円/㎡ (基本料金なし)	150 円/㎡ (基本料金なし)	～	167 円/㎡ (基本料金なし)

3 一般会計からの繰出し

特別料金・特別使用料は政策的な措置であり、一般料金との差額を利用者全体の料金へ転嫁することは適切とは考えられない。

したがって、毎年度差額分を一般会計から水道事業会計・下水道事業会計へ負担金として繰り出している。

(1) 豊岡中核工業団地分

(単位 千円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
水道会計	40,758	41,156	57,970	58,392	56,213	62,839
年度	H27	H28	H29	H30	R 元 (予算)	
水道会計	54,794	52,781	59,445	65,209	65,209	

(2) 公衆浴場分

(単位 千円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
水道会計	244	186	160	188	144	128
下水道会計	350	341	296	265	276	256
年度	H27	H28	H29	H30	R 元 (予算)	
水道会計	129	127	136	121	121	
下水道会計	256	255	297	267	267	

(3) 城崎町湯島財産区営浴場分

(単位 千円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
水道会計	11,124	10,344	9,830	8,669	9,321	9,585
下水道会計	24,754	24,604	22,696	21,442	22,262	21,534
年度	H27	H28	H29	H30	R 元 (予算)	
水道会計	9,765	10,385	9,922	9,686	9,686	
下水道会計	21,980	23,869	22,006	21,932	21,932	